

令和5年7月第5回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 令和5年7月13日(木)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉
議 事 班 主 事 山 田 千 華

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総 務 課 長 濱 田 亮 士	財 産 管 理 課 長 戎 井 健

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 再議第1号 室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第3まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

ただいまから令和5年7月第5回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） 議会運営委員会委員長報告。

令和5年7月第5回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

本日、議会運営委員会を開会し、諮問のありました会期及び日程等についての協議を行いました。

今期臨時会に対する付議事件は1件、条例関係の再議となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、審議においては委員会付託を省略することといたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において久保田浩君及び脇本健樹君を指名いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についてを議題といたします。

本件は、市長から、令和5年第4回定例会、7月3日の会議において議決した議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付す旨の文書が提出をされたものであります。

本件の内容につきましては、再議書のとおりであります。再議書の朗読は、これを省略いたします。

この際、市長に再議理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和5年7月第5回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

今臨時会に付議いたします案件は、室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についてであります。

庁舎整備事業につきましては、令和5年6月30日に議員の皆様方と庁舎整備事業に係る意見交換会を開催し、室戸市役所本庁舎地震対策検討委員会等での検討内容について御説明をするとともに、耐震補強工事に伴う1階、地下機能の移転の具体的な方法について、また庁舎が津波浸水区域にあることについて、議員の皆様方から御意見をいただきました。

次回の意見交換会も早期に開催する予定にしており、今後も引き続き議員の皆様方との意見交換を行い、庁舎整備事業について検討してまいりたいと考えております。

また、その意見交換の内容を踏まえた上で、現庁舎を引き続き使用する場合と移転建て替えをした場合の具体的な工事内容を決定し、それぞれの場合の課題や、より詳細な事業費の算出をするための委託業務を実施することを計画しております。

市民の皆様方にも意見交換会における議論の内容や、委託業務により算出された事業費等庁舎整備事業に関する情報を広くお伝えした上で、最終的に整備方針を決定したいと考えております。

室戸市庁舎建設事業基金条例につきましては、移転建て替えか耐震補強かの整備方針を決定した後に必要に応じて改正を行うことが適切であると思っておりますので、現時点でその目的及び処分を庁舎改修事業に限定すべきではないと考えております。

以上のことから、地方自治法第176条第1項の規定に基づき再議に付するものであります。何とぞ慎重なる審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についてにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についてにつきましては委員会付託を省略することに決しました。

本件に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 11番山本。本件に関して質疑をさせていただきます。

市長の提案理由の、まさにそのとおりではあると思います。まだ決定してない中で限定ということには市長も賛成できないということであると思います。

しかしながら、庁舎問題に関しましては議会の状況、あるいはそういったことから鑑みても新築移転困難というふうな思いも私も持っておりますけれども、今回の再議に関しては市長の特権ということでもありますので甘んじるしかないという思いであります。

しかし、この再議を提出するということは、市長があくまでも新築移転に邁進したいがためのという思いが強く表れていると思います。そして、その中でさきの定例会の質問、答弁等を聞いておりましたところ、市長もまだ公表はされておられませんけれども、ある一定市長部局での金額も把握をできているのではないかなという思いがあります。そういったことから関連がありますので、何点か質疑をさせていただきます。

原稿を読んでもみますけれども、質問内容は、庁舎移転建設した場合と耐震補強後の庁舎建設建て替えを含めた場合では、市の負担が大きくなるのはどちらか聞くという質問があります。それに対して市長の答弁で、耐震補強をし、庁舎を建て替えるほうが市の負担が大きい。市長、ええですかね。耐震補強をして庁舎を建て替えるほうが市の負担が大きい、こういう市長の答弁。これは今度の広報へ載りますよ。今度の広報へね。

そういうことから、私はこういったことが市民に間違っって伝えられるということに非常に大きな懸念を持つわけですが、まず市長が言う耐震補強をして庁舎を建てるほうが費用が多くかかる。要するに負担が大きいという根拠ですね。これは、耐震補強をどのようにして行い、そして20年、30年後に適正規模の建物を建てるということを私たちも今まで訴えてきましたけれども、その建物を建てたときのほうが、建て替えるほうが市の負担が大きいとはっきり市長は明言をしておりますから、その根拠を教えてもらわないことには納得はできないということでもあります。そして、建て替えの耐震補強のほうが負担が大きいということは、新築移転の金額もそこそこははじいて出していると、そういうことでなければ対比はできないはずでありますから、その根拠を教えてくださいたいと思います。負担が大きい根拠と、耐震補強をして二、三十年後にどのような規模の建て替えを想定をした金額かということ。市長、金額が要りますよ、対比しちゅうわけやから。

それから、もう一つの質問は、先ほども言いましたように、庁舎移転の金額が分かってないと対比ができるはずがない。だから、それをどのぐらいに想定しているのかということも教えてください。これは広報にも載りますし、広報を受け取っている市民全員が見ますから、間違

った情報とすれば、これは大変なことでありますから、ちゃんとした根拠を説明していただきたいと思います。これが説明に出るまで私は譲りませんよ、絶対に。

それから、もう一つですけれども庁舎問題についてですね、市長。様々な分野の有権者と協議検討した結果ということも言っておりますけれども、例えばこの様々な有識者、市長、この前、10人、20人とか言ったと思ってますけれども、例えば具体的にどのような分野の方の有識者なのか、そして何人の有識者をお願いをしたのか、それと協議のテーマですよ。その有識者の方々と協議をしたテーマ。この方々は、この方々に市が委嘱をしたメンバーなのか、何の権限があつて室戸市の庁舎問題にこの方々が口を挟むのか、そういったことも併せて説明をしていただきたいと思います。

それから、もう一点、我々は耐震補強をして、そして津波が来ても大丈夫なような対策を講じることをずっと提案をしてきておりますけれども、例えば市長も関東大震災、これから見てきたと思いますけれども、市の説明会資料の中に陸前高田市の庁舎の写真が出てましたよね。これを被災の状況として市民に説明してましたけれども、あのときに津波被害は確かに起きてます。しかしながら、建物は元気に残っちゃったやないですか。市長は、室戸の庁舎は倒れる、そういったことも住民説明会で言ってますよ、倒れると。そういったことから、例えば視察にも行ってこられた、市長も行った、議員の方も行ってると思いますけれども、そういったあの被災地で鉄筋コンクリートの建物がどれほど倒壊をしておったかと。これは視察してきちゅうから分かるはずですので、どれぐらいの倒壊があつたのか、それらも実際に現地を見て記憶があるのであれば答えてもらいたいと思います。

まず1回目は、それでよろしく。

**○議長（町田又一君）** 今、正会中です。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 山本議員からの質疑に答えたいと思いますが、今日の提案議案は再議ということでしたので、こうした具体的な事業に関する内容の質疑は想定ができておりませんので、答えれる範囲ということで御了承賜りたいと思います。

1点目について、さきの議会の私の答弁で移転と耐震対策事業と比較したときに、総合的に見て耐震化のほうの費用が大きくなるのではないかということが想定されるといったような答弁をされたんじゃないかと、その根拠は何かといった御質疑でございました。

そのさきの議会の答弁の中でも前段触れていたかと思いますが、今はその資料が手ありませんので私の思いでありますけれども、耐震化をしたとして、その20年後にはいずれかの現在の庁舎を、何かの調査をしなければならぬと。耐震化をしたことによって、その60年と言われてる耐震の期間が何年か延期をされたとしても、必ず新しい庁舎を建てないかんときが来るといったことを総合的に鑑みたときに、今のこの時点で1階、地下の部分をどうするかといったようなこと、耐震化と併せて免震機能を持たそうといったような御意見、こうい

ったものなどを想定して考えると、今この時点で高台移転に整備をしたほうが市民の持ち出しは少なくなるのではないかなというこの思いを答弁させていただいたと今記憶をしております。

2点目でございます。

そのことに今、関連して、移転費用が分かってなかったら対比ができないはずなのでどれだけかといったことでございますけれども、従来からの市民に向けて、あるいは議会に対する説明資料はもう御案内のとおりでありますけれども、時間が非常に限られていたということで近隣の庁舎を建てるような諸経費を想定させてもらいながら作成をした資料ということでしたので、かなり高額な事業予算を示すことになりましたけれども、そうしたことも併せて今回議会の皆さん方の御指摘も受けながら、これからのいわゆる耐震化、移転化といったことの詳細な費用や課題なども具体化するようなことを委託事業で明確にしていきたいというところにありますということを御理解いただきたいと思っております。

それと、3点目としましては、これも前の答弁のことを引用してやないかと思っておりますけれども、市長は様々な有識者とお話をされたということで、市が委嘱をしたメンバーなのかどうかといったことでもありますけれども、さきの議会の私の答弁の中での有識者ということを使っておりましたら、それは私が私的な形でアドバイスをいただいたと。例えば、大学の先生だとか企業の方々だとか行政に携わる方々、様々なそうした方々のお考えや意見についてお伺いをしたということでございます。

それと、最後4点目でありますけれども、その市民の説明会の資料で陸前高田市の庁舎の写真載せていたということをついて、陸前高田市の庁舎も建物は元気に残ってたじゃないかという御指摘でございますけれども、それは写真にありますように御指摘のとおりでございます。

しかし、その写真を見たときに、庁舎はしっかりして建っていても、周りにあのがらくたものが山ほど来て、既にそのときはもう津波のない状態で写真が撮れたわけですので、そういった状況があるということも想定がされるという意味合いもありますので、耐震化をしても、しっかりとした庁舎が残っていたとしても津波が来ると、そういった状況も想定されることも踏まえて耐震でいくのか、移転をするのかといったことの判断をしていかなければならないという私は問題ではないかというふうに認識をしております。

また、鉄筋コンクリートの建物も、あの津波の中でも幾つか残っていたのではないかということでもありますけれども、その被災後の写真、テレビ等でも見せていただきましたが、確かに残っている建物もありました。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) あったと思いますが、それがどれくらいの数かということは今の時点で把握できておりませんので、また機会を見まして、そうしたところに暮らされ

て頑張っておられた方々などの御意見も聞きながら今後の情報提供に代えさせていただきたいと思っておりますので、今の時点では具体的な数などは分かりませんので御理解賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 山本議員から答弁漏れということで御指摘を受けた件につきまして、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど答弁をしたとおりでありますけれども、基本的に山本議員の御指摘をされる、きちっとした金額ができてないのに対比ができるのかといった御指摘だというふうに思います。ですよ。そういうことですよ。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) そういう耐震補強と高台移転の具体的な数値もできてないのに、耐震補強により費用がかかるということが言えるのかといったところの思いじゃないかというふうに思います。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 今の指摘はです。今の時点で、説明会でも申し上げてきましたように想定した事業で耐震も移転も示させていただいて、御意見ももらうという過程で来ます。これから、その過程の御意見もいただいて、より詳細に詰めて耐震のほう、あるいは移転のほうのそれぞれの諸経費をもっと詳細に調査をさせていただきたいという状況ですよということを御説明をさせていただいているところでございますので、今の時点で費用を具体的に示せと言われても示すことができませんので御理解を賜りたいと思っております。

それと、もう一点の指摘は、有識者といったことが私的なことであれば答弁に持ち出すべきじゃないかといったような御指摘でございましたけれども、それは私は全く異なる認識を持っておりまして、様々な方々の意見を基にして答弁の内容をつくることもあります。議員の皆さんのほうも地域地域の方々からの意見を聞きながら質問に出されてくることも多いかと思っております。そんな中で、私が、市が委嘱した有識者じゃなくても、お付き合いの中でそうした知識の厚い方々の御指導を受けながら市政運営に当たることは普通じゃないかというふうに思いますので、御理解を賜りますようによろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 意見調整のため、30分休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時57分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 大変貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

それでは、山本議員から御指摘のあっております質疑に答弁をさせていただきたいと思いません。

山本議員からは、再三、耐震補強の工事が高くなるといったことの根拠を示せといったことの御質疑でありますけれども、私がさきの6月の議会の議員からの一般質問に答えた、その答弁書を今持ってきましたので御紹介をさせていただきます。

まずは、そのときの議員からの質問でありますけれども、こういった質問を受けました。耐震補強工事及び防災機能の津波浸水区域外への移転を実施し、その後に庁舎建て替えを行った場合と庁舎移転との場合で実質負担はどちらが大きくなりますかといった質問でございました。いわゆる耐震補強工事をやった上で庁舎を建てるとした物事と庁舎だけを建てるといったときにはどちらの負担が大きくなるかといった内容で、そうですよね。

それに答えです、私の。これは私の答弁でありますけれども、まず現庁舎を継続して使用する目的で耐震補強工事を行う際には、既に老朽化している外壁や機械、電気設備関係なども併せて改修する必要があり、さらには浸水対策として設備の上階への移設、場合によっては本庁舎に隣接した場所に新たに整備する必要があると考えますと。

続いて、それらも含めて考えますと、移転庁舎の工法や規模などにもよりますがと、まずお断りしております。それらも含めて考えますと、移転庁舎の工法や規模などによりますが、耐震補強工事及び防災機能の津波浸水区域外への移転を実施し、その後に庁舎建て替えを行った場合のほうが実質負担は大きくなると考えられますというのが私の答弁で、どなたにも御理解いただける答弁じゃないかというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小休中での答弁漏れということの重ねての問いの中に、耐震と新築の事業費がかちつしなかったら分からんんじゃないかということは何回も繰り返されてますけど、1回目の答弁でもさせていただきましたように、今の時点では山本議員から御指摘のあるような様々な問題が、この過去1年余りの間のやり取りの中で出てきてますので、より詳細で具体的に耐震化に向けた諸問題や事業費の問題、移転に向けての問題や、コンパクトにした庁舎がどんなものなのかといったようなことなんかも併せた調査をしたいと、委託をして調査をするようなことの考えを持っておりますので、その調査に基づいて皆さん方にもっと詳しい説明ができますので御理解をいただきたいということでございまして、今の段階で根拠を示せと言われる根拠は、さきの6月の定例議会に今紹介をしました議員の質問を受けてざっくり言わせてもらいますと、耐震をして庁舎を建てた物事と庁舎だけを建てるという物事を比べたら、どちらが高いか言われたら、やっぱり庁舎だけを建てておいたら耐震をわざわざしなくても、合わせた経費と庁舎だけと言われた場合には、庁舎だけ建てたほうが低いというふうにと



なたでも考えるんじゃないかなというような思いでございます。よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○11番(山本賢誓君) 2回目の質疑を行いたいと思います。

まず、市長にもう一回はつきり分かっちゃってほしいのは、この部分が、耐震補強工事をした場合のほうが市民の市の負担が大きいという発言が現実にあるわけですよ、答弁の中に、前段がどうであろうと。その中で、まだその予算規模も何も分からない、どういう工法でやるかも分からない、そういった中でこういう決めつけた発言をするということがおかしいんじゃないかということを使うわけがよ。

それで、耐震補強にしたって金額なんかは市長のほうは全然分かってないでしょ。防災機能の移転10億円っていうのが説明資料の中にあっただすけれども、防災機能の移転をしなくてもいいっていうことは、もう担当のほうにも話ししてありますので、その分を除いて耐震補強と、20年後、30年後に人口が4,000人になる、職員数が150人になる、そのときの適正規模っていったら、ほとんど体育館レベルのワンフロア庁舎ですよ、できるとしたら。そういうことを理解してないから庁舎の新築移転よりも高くなるやという判断をするわけよ、市長、あんたが。

そういう話合いをちゃんとしてくれんから遅い話、話合いって言うけれども、話合いをせんからこんなにこじれてもくるし、庁舎問題についての話合いを私がこの議会で提案して初めて進んだやないですか、前へ、さきの議会で提案して。そうでしょ。

(発言する者あり)

○11番(山本賢誓君)(続) ほんで、そういうときにまだ賛成の方々は住民との話合いとかなんとかって、まだ言いよる意見聞かないかん。もう一回やりなさいや、市内全域で。二、三十人集まってくれるでしょうが。

そういうことじゃなくて、そのことに関して負担が大きいということを使った、これはそういう根拠もないのにこういうものが市民の目に届くような文書で出ていくということで、私もはっきりした根拠がない答弁だということで謝るか、それか、この部分に関して広報の掲載を委員と協議して掲載をやめるか、どちらにするか市長、ちょっと判断してください。

○議長(町田又一君) ちょっと一般質問になっております。

質疑をどうぞ。

○11番(山本賢誓君) 3回目になるわけ。2回目。

1回目の質疑に対して正確な答えが出ないので、今言うたように、はっきりしないのに市民負担が大きいと言い切ったということと、それから広報の掲載を、この件に関しては、市民に誤解を招いてはいけないから、議員と協議して広報に、議会だよりも載せることを協議してもらいたい。そのことに関して答弁を願います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思いません。

はっきりしてないのに言い切ったといったことを今言われましたけれども、それは山本議員は耐震事業のほうが費用が余計にかかるといった市長の答弁をというふうに例えて言いますけど、私の言ってるのは、先ほど6月の議会の一般質問に答えたのは耐震補強と新しい庁舎を建てた物事と併せて、庁舎だけ建てるのとどちらが市民の負担が大きくなりますかという質問を受けて、それやったら耐震化と新しい庁舎を建てることのほうが費用が余計にかかりますよという普通の答弁をさせていただいてるだけであって、今ここに来てはっきり耐震事業の費用が余計にかかるなんていうことになるからなんていうことを言われても、そのときの答弁として私が言ってることを、今、山本議員は、この再議の中に持ち上げてきてそのことを質疑されますけれども全く問題を履き違えてるんじゃないかなというふうに正直受け止めます。

それと、もう一つありました。市民に誤解を招くということ。それは、議員さんがつくられる議会の広報紙は議員さんのほうでまとめられています。それはどういうまとめ方をするのか、過去にはいろんなまとめ方の問題が提起されたことがありますけれども、今回もどういうふうにまとめるのかというのは誤解のないような、私が6月に質問を受けて答えたようなことをまとめていただけるのではないかと私は確信をしております。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の3回目の質疑を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） 3回目の質疑を行います。

市長、議員がまとめた、まとめたって言うけれども、それは当然ですよ、議会だよりですからね。ただ、けんど、その中で引用するのは執行部の答弁ですよ。執行部の答弁。それがこういうふうな形で載るわけですから、それは市民に誤解を招くんじゃないかっていうことで私が言いゆうわけで、市長がそうやって議員とも話合いも、自分の言うこともちょっと無理があるかも分らんけれども、そういったことも話合いしてもらってもえいと思えますけれどもね。

それから、全体として質疑のほうはまた誰かがやってくれると思えますけれども、その庁舎問題に関して、どうも議会の中を見よったら、やらせに近い質問、答弁が多過ぎるんじゃないかっていう思いがするわけですよ。しかしながら、そういったことは、例えば庁舎問題に関する発言というものは、それぞれ賛成、反対がはっきり金額も言って、そしてこういう負担がかかる、こういう負担は要らない、そういうことを市民に示すのが我々議員の務めですから、庁舎問題に関することに関しては、これからそれほどの協議はあまり必要にない。とにかく結果を早く出して市民に安心と命を守ることを伝えなくてはならんと、こういうことが我々の使命ですから、いたずらに時間を長引かすことのないようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

澤山保太郎君の質疑を許可いたします。

○7番（澤山保太郎君） 7番の澤山でございます。再議につきまして、質疑をさせていただきます。

結論からいいますと、再議にかけるにはそれ相当の理由が必要なんですよね。だから、一旦この議会で議決して可決された、その可決された内容について何か特別な瑕疵というか誤りが見つかったとか、何か大きな事情の変化があったとかというような特別な事情がある場合に再議をかけるというのが、これは普通の議会の在り方なんですよね。

今日、植田市長の再議をかける理由を、これを聞いたり見たりしておる中で、何かこの間の議決について特別な瑕疵、間違いがあったというような指摘もないし、これについて何か大きな事情の変化があったというような指摘もなされていないんでね。ただ、こういうふうを書いてある。移転建て替えか耐震補強かの整備方針を決定した後に、必要に応じて改正を行うことが適切であると思いますので再議をかけたというようなことになるわけやね。

しかし、再議をかけた場合は、可否を諮った場合には、元の提案者が議会で3分の2以上の賛成を得なきゃならないので、要するに8人の議員の賛成を得なければ成立しないわけで、要するに8人未満だった場合には否決されるということなんだよね。多数決の議会の原則を市長のほうから否定するというのが、基本的にこの再議には籠もつとるわけですよね。それにはやはり特別な特別多数決というものが必要であるならば、それなりの理由が必要なんだよね。ただ政策の違いとか方針の違いというようなことで再議をかけられたら、もう多数決の原則、民主主義の原則というのは通用しなくなるんです。8人以上の賛成を常に持っていなければ議事に臨めないということになってしまうわけです。

例えば、移転か耐震補強かの整備方針を巡って、まだはっきりしてないのにここで一定の方針を決めるということはどうかと思うんです。しかし、実際には既にあなた、まだ市民の間に、どちらにするか決まってない段階で庁舎建設事業というような名称を使ってやってるわけよ。これは補強工事の話じゃないでしょう。新しく移設、新しく建築するという基金に既になってるわけですよ。あんたが言うことは矛盾しとるんじゃないですか。まだ決まってないのに特定の基金の使い方を決めるのはおかしいと言ってる。それだったら最初から、あなたのほうがおかしいんじゃないですか。まだ何も決まってない、むしろ住民の側は補強工事でいいというふうな投票も、結果も出てるわけ。議会の多数の者の決議でも、補強工事でいいという結果も出てるわけなんだよ。でも、あなたはこの再議をすることによって、元の建設事業に、新築移転の事業に基金を使うんだという路線に戻そうとしてるわけやね。これは今日の再議を提案した理由の、あなたが出した理由に矛盾しとるわけです。この点について、まず前提として答えてもらいたいんだよ。矛盾してないのか、してるのかね。

例えば、一言この話に付け加えますけど、もし新しい基金の議案を出すんだったら、両方に

使えるという、そういう提案を持ってくるべきなんだよな。補強工事にも新築移転工事にも両方使えますよという議案にするんだったら、この提案理由に沿うということになるわけですよ。だけど、補強工事のほうが駄目で元の新築移転の建設のそういう事業という定義を守ろうということになつとるから、これはちょっと矛盾してるんじゃないかと言ってるわけです。

それから、本題に入りますけど、新築ということに非常にこだわつとるわけです。聞くところによると、これはある程度、私も資料を確認中であるし、ある程度資料を確認してるんですが、新築移転の建設予定地を、既に有力な業者の手が入って土地の確保が行われているという専らのうわさがあったんだよ。私もそのうわさについて確認のことをやってるんだけど、どうもそうらしいという証拠が出てきとるんだよ。もう移転建て替えありきという路線で特定の業者らがそれでもう動いてるんだよ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、ちょっと一般質問のほうに入っているんです。また質疑のほうに戻してください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 新築移転のあれに戻すというわけですからね。新築移転に戻す、その方針はまだできてないとか未定だとかというようなことを理由にしとるから。しかし実際には、もう土地の買占めなどが始まつとる状況で、もう新築移転しかない決めてるんじゃないですかということをやつとるわけ。

新築移転の構想としては、考えとしては住民説明会で随分やつとるんですね。その中で私が指摘したように豪華な建物を建てるとか、ぜいたくな建物を建てるとか、その理由も書いてあるんだよ。若者たちが帰ってくるような、そういうPRができるような建物にしなきゃならないとかね。そんなことをどんどん説明会で言ってる時、議事録に載つとるんだよ。私はそんなこと言うてません。それは改ざんされたんだ。私が改ざんできるわけがないじゃない。改ざんしたんじゃとおたくらが改ざんしたんだよ。そういうふうな新築移転の構想は、もうどんどん人口が減少してるこの室戸市においては全然ふさわしくないんだ。だから市民が補強工事をやれ、それでいいじゃないかということをやつとるわけ。この建物で補強工事を永久にやれというような人はいないんだ。いつかはこれは綻びが出て建て替えないかんことは明らかですから。ここ10年、20年の間は補強工事でやっていけるんじゃないかというのが市民の意見なんだよね。永久にここにおりなさいとは言つとるわけじゃないんだよ。

だから、耐震診断をやった業者が補強工事の案を2つ出してるんだよ。それはI sの強度が0.75の案と、もう一つは0.9の強度のある建物に補強するという案と2つ出してるんだよ。おたくの資料の中に入つとるわけやから。そういうふうに具体的に補強工事もやれば大丈夫という専門業者の補強計画書まで出てるわけですから、それを実行したらどうだということになるわけだ。だから、修正議案の補強工事に基金条例を変えるというのは当然の帰結でないでしょうかね。

それから、あまり長くなってもいけませんので、第1回目はこのくらいにしておきます。

○議長（町田又一君） それでは、執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の質疑にお答えをさせていただきます。

何点かいただきましたが、まず1点目の御指摘をしての質疑は、この再議についての指摘で、再議というのはそれ相応の理由が必要な物事があって初めて対応すべきものじゃないかといったような御指摘に併せて、矛盾してるんじゃないかという問いでございました。これは、澤山議員はもう法のことも大変詳しく理解されておられるということだと思いますけれども、この再議ということは、基本的には市長が議会の議決に異議があるときに対応のできる、再議に付することができるということが地方自治法の第176条にしっかりと書かれておまして、議会の議決に対して市長が異議を持ったということでございます、今回も。

しかも特別な理由だとかということのないような指摘を澤山議員は言われますけれども、今回のこの基金というのは室戸市庁舎建設事業基金条例です。これを今回議会のほうからは耐震事業基金といったことに変えるということで、耐震化事業をするときだけにしか使えないような基金に改正をされたわけでありまして、再議の理由にも説明をしましたがけれども、今の時点では耐震対策でいくのか、高台新築移転でいくのか、まだ決めてない段階でありますので、この室戸市庁舎が耐震化がなくて対策を講じなければならないといったことで、有識者、専門の方々の委員も委嘱をして検討委員会を持った中でも、方向としては波の来ないところに移転をすることがふさわしいといったようなお話の経過もあっております。

そうしたときに、この基金の条例の設置の目的として、室戸市の庁舎建設に必要な財源を確保し財政の健全な運営に資することを目的として室戸市庁舎建設事業基金を設置するといったことで、この条例議案を提案した時点での市議会には満場一致で賛成をしていただいて可決をした条例でございます。

そうした今の状況の中で、まだどちらにするか決定もしてないこの非常に緊迫してる、重要な意見交換をしてるさなかに、あえて耐震対策だけにしか使えないような基金条例に変更したということは異常なことであって大変なことのようには私は受け止めましたので今回の再議に付したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

2つ目でございます。

既に市長は新築建て替えありきで動いていると、澤山議員からは特定企業も動いているといった御意見を今ここで発せられましたけれども、そうした事実があるなら、どういった企業が動かれているのか明確に示していただかないと、市長が豪華な庁舎を建てたなんていうありもしない物事を新聞に大きく載せてきたような物事と同じように、またここで大きな市民への誤解を与えかねないような発言でございますので、今の澤山議員の特定企業が動いているという、その事実があれば、どの企業がどういった動きをしているのかを後に示していただけたらと思います。

3つ目でございます。

補強強化をしたら大丈夫だと企業も見ていただいた意見もあるので、対応はそれでもいけるのではないかといた御指摘だと受け止めました。耐震化に向けては、そうしたことであれば間違いのないことでもありますので、耐震化でいくのか、移転でいくのかを、今、議論をしております。

しかし、この前の議会との意見交換の場で、最後時間もなかったですので次の機会にはぜひ議員の皆さん方にも御意見をお聞きしたい点は、耐震化で庁舎は壊れなくても、そこに1メートル、2メートル、最大級では3メートルも来るという場所にあったときに、その津波対策をどうするのか。これは、1階や地下のその施設を波の来ない場所に移す、防災対策機能を波の来ないところに移す、あるいは耐震化がしっかりできたら、もう防災対策もこの庁内でいいんじゃないかといった意見も聞きました。そういった物事は当然でありますけれども、そのことよりもっと大変なことは、津波が来ると昼であっても夜であっても……。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 庁舎に津波が来るわけでありますので……。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) そうしたときには初動行動に移すことができない状態をどうするのかといったことが最も大事なことじゃないかと議論をさせていただきたいと思うわけでございます。そうした……。

○議長(町田又一君) 市長、ちょっと待ってください。市長、ちょっと感情的にあまりならないようお願いをいたします。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) そういうことでございますので、補強強化をしたら大丈夫だという意見は理解をしておりますけれども、そうしたいろんな課題がありますので、もっと大事なところの議論を深めながら判断をする機会をつくりたいということでございますので、御理解賜りますようによろしくをお願いいたします。以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。

○7番(澤山保太郎君) 最初に言うておきたいと思うんですが、市長は私に対して反問をする権限はないわけでありまして。そういうことは議長としても取り締まってもらいたいんですね。反問権があるというんだったら、我々もそれなりの覚悟をして臨まないかんわけで。まず、そういうことを注意していただきたい。

この再議というものの意味は、どういうことになるかといえば、この基金の元の定義に建設事業に使うという、そういう元の定義に戻るわけだ。ということは、今の段階で新築移転をやるための基金として使うんだということを改めて市長が宣言してるに等しいということなんですよ。そういうことですか。そのことをはっきりしないかん。あなたはどちらでも決まってい

ないとかなんとか言っとるけど、この一番大事な基金が補強工事のために使われるというようなことじゃなくて、ただの建設事業に、新しい建物の建設事業に使われるということは、元の定義に戻った場合には、今の段階であなたはもう決まっていってないと言っとるけど、決めたも同然だということになる、この議会で決めたということになるのかということなのです。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) それから、異議があれば再議は幾らでもできるというお話ですが、そんなことを言うてやっとなるような議会は、日本広しといえどもこの室戸だけじゃないですか。多数決を否定するんですよ。それを尊重する、あるいはそれに従うというのが、普通の議会の在り方なんだよ。どうしても我慢ならないと、再議をしなければこの室戸市が立ち行かないというような重大な問題があったときに再議を出してもらってもそれは結構なんですけど、ただここで説明された再議の内容では、まだどちらとも決まっていなくて。どちらかに決めるのはまだ早いという程度のものは、再議をするような理由にはならないと思うんだよね。あなたの方針に少しでも違うことがあれば、再議で全部で抹殺してしまうというふうな考えでいくつもりかどうかね。それだったら、我々も再議がかからないようなやり方というものを考えて、これからの議会で臨まないかんということになるわけです。

そうすると新聞でも書かれたように、ますます深刻な議会と市長との間の対立が深まって、市民のための行政に差し障りも出てきますよ。強権を発動するというのは慎重にやってもらいたいという私の意見なんですけど、どんなことでも異議があったら、私は再議をやるんだということ、そういうことですか。お答え願いたい。そして、そのことを2回目の質疑にいたします。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 澤山議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思いません。

再議の意味ということで、従来のこの条例は建設事業基金ということだということ、これは手前にも答弁させていただきましたけれども、経過の中でこういった名前の下に条例を、議会の賛同もいただいてつくったものであるその条例を、この時点、この時点というのは、これだけ議会の皆さんとも我々とも慎重な意見交換をしまして、耐震にするのか移転にするのかその判断の、いわゆるできるだけ速やかに答えを出さなければならない、そういった状態にあるときに、あえて耐震化にしか使えないような条例に変えるといったことについて、市長が異議を申し上げるのは普通のことだと私は思います。このことは、耐震には使えないということ、私は言っているのではなくて、提案理由の説明でもしっかりと申し上げましたけれども、移転建て替えか耐震補強かの整備方針を決定した後に、必要に応じて改正を行うことが適切であると考えていますのでということの理由をちゃんと説明をさせていただいておりますので、それは御理解いただきたいと思えます。

また、今1つの質疑は、再議というのはもっと重い物事ということ、重要な物事といったところに使わないかんじじゃないかといった問題、それと市長は何でもかんでも再議を使っていく気なのかというようなことを、私がこの再議の、いわゆる地方自治法に書かれている、いわゆる議会の議決に対して異議があるときは当該普通地方公共団体の長には、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その送付を受けた日から10日以内に理由を示して、これを再議に付すことができると法律に決められている物事にのっって対応しているものでありまして、澤山議員が言うように何もかにも市長は再議をやるつもりなのかといったことに対しては、全くそんな気持ちはありません。慎重に判断をし、内部でも適正かどうかしっかりと対応を考え、その物事に対して対応していかなければならないという認識でございますので、その点もぜひ御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の3回目の質疑を許可いたします。

○7番（澤山保太郎君） だから、補強か新築移転かということがまだ決まってない段階で、特定のものだけに使えるような基金には異議があるということですので、両方、補強工事にも移転新築にも使えるような基金の条例に変えたらええんだよ。まだ決まってないと言うんだからね。ところが、あなたの考えは、新築建設という一方的な方針にしか使えないような条例に戻したいということになるわけです。だから、それはあなたの答弁に矛盾しとるんだ。私が提案するように、両方に使えますというそういう基金に変えたらどうなんですか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の3回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

端的なところを、耐震でも移転でもどちらでも使える基金条例に変えたらいいんじゃないかという御指摘、そのことについては私にとっては全くそうあってもいい物事だと考えております。建設事業基金条例といったものを提案をさせてもらったときには、議会の皆さんから賛同していただいて、その取り組んだ背景もあつてのことですけれども、決めていただいた条例、それをまだこの決まっていない、もう間もなく決めなければならないと、速やかに決めなければいけないといった状況のある前にして、わざわざ議会の皆様に決定していただいた建設整備基金条例を耐震化だけにしか使えないような条例に変えるというこの大きな物事については異議を感じておりますので、今回再議に付すといった提案のお願いをした次第でございますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小休中でありましたが、先ほどの澤山議員の質疑についての答弁でありますけれども、どちらでも使えるような条例にしたらいいんじゃないかということについては、私はやぶさかではございませんので、そうした取組をまた新たに条例提案をしてい



くような物事でいくのか、今の状態でもこの再議の理由で述べましたように、決まったら決まったような対応のできる条例にしていくことを表明してますので、どちらにでも使えるような判断のつくものになります。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) この条例だけで……。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 耐震化ということが皆さんの意見で決められたときには耐震化に使えるような基金条例にしていくのは普通のことですし、移転に決まれば移転で使っていくことも普通でございます。これ、僕も内部で議論をしましたときに、建設事業基金条例、建設という捉え方で耐震ということが載ってないので移転だけじゃないかということですけども、建設というもっと広い言葉で解釈したら、いわゆる利用のできるような捉え方もできる一面もあるんじゃないですかということを内部の協議では話合いをしたことがございますので、移転ありきのためにつくった基金でないことは御理解をいただきたいと思います。ということで、今、澤山議員からの御意見、質疑については内部で検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 議席での発言はよしてください。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 久保田浩君の質疑を許可いたします。

○1番(久保田 浩君) 1番久保田浩。先ほどからずっと聞いていて、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いましたので質疑させていただきます。

この問題が出始めてからもう1年近くなります。これまでの市長の話し方、内容というのが二転三転としてきているんですよ。市長選挙の前には、住民投票の結果を尊重すると……。

○議長(町田又一君) これは、あの……。

○1番(久保田 浩君) (続) いや、経緯がありますので。

そして、条例を提出したときには、30%、40%の投票率であっても尊重すると言われました。住民投票の結果が出てからは、今度は市議会が判断していただくと言われて、今回、基金の改正条例を上げたわけですけど、先ほどの議員さんからも言われるように、今回の改正っていうのは改修は使えないんですよ。建設だけでつくられているんですよ。我々賛成した議員については、住民投票の結果を重視して、そして改修というのに賛成してきたわけです。それをまだ決まっていない、方針がまだ、おかしいんじゃないでしょうか。

私は今回のこの再議については、市長が断固として庁舎の移転建て替えを実行するんだと、そういうふうな意思表示であると思うんですが、はっきりと答えていただきますでしょうか、お願いします。意思表示なのかどうかをはっきりと答えてほしいという。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の基金条例に再議を出したといったことについては、移転にしか使えない条例に戻すといったことの思いを持たれてのことだと思いますけれども、断固として移転をするという意思の表明になるのかという質疑だと思います。

全くそうではございません。私は何度もお答えさせていただいておりますけれども、しっかりと耐震か移転かそれぞれの状況を議論をして結果を出していくということでございますので、移転ありきで市政運営、この庁舎問題を捉えておりませんので、それは何度も申し上げますけれども、御理解賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（町田又一君） 久保田浩君の2回目の質疑を許可いたします。

○1番（久保田 浩君） 答弁要りません。

先ほどの議員も言われるように、再議というすごい、長の拒否権という自治法上認められた権利を振るってこの改正までするんですから、先ほど言ったのを忘れずに必ず実行してください。以上です。答弁要りません。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の質疑を許可いたします。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。1点だけ聞きたいと思います。

この条例は、最初につくられたときから室戸市庁舎建設事業基金条例ということになっております。だから、市長はこの条例をつくったときから、最初からもう移転ありきで建設すると、新しい庁舎を。そういう思いでこの条例をつくったのじゃないかと、最初から。今、ずっと話を聞きよったら、そうやない、改修にも使える、何にも使えるというふうに言おうけど、この条例を見てみいや、市長。室戸市庁舎建設事業基金条例ということになっちゅうやない。わしは、ほんでこれを最初から今までもずっと意見を聞きよったら、これは最初から新しい庁舎を造るというための基金を積み上げてきたがやないかというふうに思うけど、市長はそうやないと言って言おうけど、今になってそうやないと言おうだけのことであって、これをつくったときにはそうやなかったんやろ、恐らく。ほんまにやるつもりでこれつくったがやる。それについて答弁をお願いします。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 議席での発言はよしてください。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

この建設基金条例ということで、建て替えありきで市長はこの基金条例をつくったのではないかという問いでありますけれども、そういったことは全くありません。条例をつくるときに

は、まだ建て替えをするか移転するかは決められてない段階です。ただ一方では、有識者を含む検討委員会の中で、津波の来ないところに庁舎は移転したほうがいいですよといった提案をしてもらっている時期でもありました。そんな背景はありますけれども、私自身は住民投票の前、現在、どちらにするか、高台移転だという意見はずっと持ち続けております。今もそうです。けど、条例をつくる時にも絶対するからと決めつけた思いでこの条例を提案したことはありませんので、御理解をいただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の2回目の質疑を許可いたします。

○9番（小椋利廣君） 2回目の質疑を行います。

市長は今になって、この庁舎の建設だけやないと、ずっと言うてきたと、こういうふう言いよりもすけど、最初のうちの話ではこの庁舎は浸水区域にあるきに移転をせないかん、新しい庁舎を建てないかんというふうなことをずっと言うてきたと思います。今になってから、それだけやないというふうに言おうけど、最初はそうやなかったと思うわけよ。ほんで、だんだんと言い方が変わってきようきん、わしらはだんだんだんだんと市長の言うことが不安になってきゆうわけよ。さっきも澤山議員が言ったように、庁舎の建設にも使える、改修にも使えるというふうな、これをそうするならばそれで結構やと思うけど、今になってからそういうふうな話になってきゆうわけよ。ほんで、今日のこの臨時会の中でも、両方に使える庁舎建設改修基金条例ということに直しゃあ今でもいけるわけよ。これについて、もう一回答弁をお願いします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員の2回目の質疑にお答えをしたいと思います。

市長の言うことは一転二転しているという御指摘で、当初は高台移転をするというようなことやったんじゃないかという御指摘も併せて、私も答弁させていただいておりますように、新築庁舎だけに使うための基金として固めた思いで条例をつくったことじゃないので、今小椋議員から御提案がありました、それやったら耐震建設基金にしたら両方に使えることになるきいんじゃないかというようなことは、そのことについては全く私も否定するものでもありませんし、反対する意見もありますが、議会に議案として提案をする運びだとか、その言葉の文字の問題だとかということもありますので、前段澤山議員からも御意見をいただきましたときに答弁をしましたように、そうしたことも踏まえて全体的な中で検討させてくださいということでございますので、御理解いただけますようによろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の3回目の質疑を許可いたします。

○9番（小椋利廣君） 3回目の質疑を行います。

市長の答弁は、ふだんから聞きよっても、答弁がいろいろだんだんと変わってきゆうところがあるわけよ。今回らでも、最初は建設一点張りできよった話が、だんだんと改修も耐震もやるというふうな方向に変わってきゆうところがあって、自分らも非常にこれはどっちがほん

まかなという話につながってきたところもある。そういうことも踏まえて、市長の答弁としては、今後は一貫した答弁を行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。これは答弁は要りません。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はありませんか。

竹中真智子議員の質疑を許可いたします。

○4番（竹中真智子君） すみません、私もまだそんなに長い年季やっていませんのであれなんですけれど、ずっとこのやり取りを聞いておりましたら、市長はこの建設の基金を改修にも使えるというようなことの認識のようにお話をしていますけれども、去年の1月の段階で市民にアンケート調査が出されています。一番最初に市民に出されたもので、広報の中に折り込みで7,000部余りのアンケートが配布をされています。市の行政が出したアンケートの中に、移転建て替えすることになりましたというくだりがちゃんと入っています。その後、この基金の条例が成立をして、建設基金ということの名前が入っています。そんな思いやなかったと言いますが、ちゃんと文字として入っていますので、それはちょっと理解不足ではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の質疑にお答えをさせていただきます。

昨年1月の最初の市民アンケートのときの資料の中に、既に新築移転をしますということが入っていたということの御指摘はそうであったと思います。そのことが、議会のほうからも市民のほうからもたくさん御指摘をされて、もうありきやないかという議論もあって、執行部のいわゆる手の足りなかったところのおわびも何回もさせてもらった経過もありますけれども、その時点の書類はそうであったかもわかりませんが、その後いわゆる検討委員会なんかの意見も踏まえて、ひとまずは委嘱をした検討委員会の中では波の来ない場所に高台移転したほうがええですよという取りまとめを提案していただいて、それをメディアにも広報してもらうような形になったんですけれども、そういった運びもあつた経過もありますが、今大事なのは、この時点でどうかということについてはもう何度も何度も何度もお答えしてきましたけど、私自身は新築ありきで決めて動いているわけではありません。耐震対策、高台移転、それぞれの問題がありますので、しっかり議論をして、皆さん方のいわゆる御賛同の得られるような方向を見いださないかんという思いでございますので、どうか御理解いただけますようによろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） 竹中真智子議員の2回目の質疑を許可いたします。

○4番（竹中真智子君） 竹中真智子。2回目の質疑をいたします。

このアンケートの話ですけれども、これは市の広報の中に折り込まれていたもので、そうではない、建てるありきではないんだということだったら、出だしが広報なのでそれはちゃんと入れるべきではないですかということのお話もしましたけれど、訂正はされておられませんし

た。だから、推しはかったらやっぱり建てるありきでいかれているんだなということで、確認です、確認をさせてください。市民に対しての断りも全然されていない中で、やっぱり去年の1月のスタートの時点から建てるということでは、やっぱりこの基金も……。

○議長（町田又一君） 竹中議員……。

○4番（竹中真智子君）（続） 一般質問になりかけているということですよ。でも、市長の認識をたすためには大事なことです。確認をさせてください。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

確認をさせていただきたいということがございますけれども、何度も何度も何度も答えさせていただいておりますけれども、私自身が今この時点で移転をするといったことありきで市政運営、庁舎問題を進めておりませんので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。河本竜二君。

（3番河本竜二君「6月のお話ですね」と呼ぶ）

○議長（町田又一君） そうです。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二です。6月の条例改正に対しまして反対討論させていただきます。

澤山議員が先ほどおっしゃられたように、この条例改正は両方に使えるような条例改正にならなくてはならないと私は思っています。そして、前回の6月でも反対をさせていただきましたけれども、今回提案された内容は、庁舎建設から補強、改修工事にと変えただけであって、何の解決にもならない提案になっていると思います。提案をしていただくなれば、庁舎建設及び庁舎改修にという方向で提案をして、上げてきてくれるべきだと思います。

今回、庁舎改修にということは、先ほども議論になりましたこととまるっきり反対のことを言うことだけであって、問題の解決にはなっていない、そして公正で公平性を持った条例改正になっていないと私は考えております。また、市民の方の総意が耐震補強だというふうに、総

意のように聞こえますけれども、移転をしたほうが良いという方もおります。そういったことから公平性また公正な条例にするためには、庁舎建設及び庁舎改修に必要なにするべきだと考えますので、私は原案に対して反対をいたします。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。原案に対しての賛成討論をさせていただきます。

先日の高知新聞に日高村の産業廃棄物の受入れに関しての懐かしい記事が載っておりました。住民投票のことも載っておりました。その中に今の室戸市の庁舎問題についても触れられていましたが、日高村と室戸市では大きな違いがあります。それは、日高村は、住民投票の結果を尊重し、産業廃棄物の受入れ施設を決定しました。しかし、室戸市では、投票者の7割という大半の市民が現庁舎の耐震改修で十分であると判断されたにもかかわらず、市長がどうしても自分の思いである庁舎の移転建て替えを行おうとしているところであり、市民の思い、民意を無視して、自分の思いを進めようとしているのです。今回の再議については、自分がどうしても庁舎の移転建て替えを行いたいという市長の強い意志が私は表明されていると思っています。議員との意見交換についても、自分が進める庁舎の移転建て替え計画については公開で行います。しかし、私たち及び市民の思いである現庁舎の耐震改修については、先日、非公開で行われました。

（発言する者あり）

○1番（久保田 浩君）（続） 市民、議員の意見を聞くとは言っていますが、そのやり方は一方的であるのではないのでしょうか。

（発言する者あり）

○1番（久保田 浩君）（続） 他人の意見を聞かず、自分の思いどおりに説明、話合いが必要と、そう主張されますけれども、市長は全く私たちの言うことを聞き入れていません。まるで昨今問題になった宗教団体の勧誘のようであります。相手が嫌がっても嫌がっても根負けするぐらいまで説明が必要、話合いが必要と、しつこくしつこく1年以上話しています。私も含め、庁舎の移転建て替えに反対している議員、市民は根負けしません。私はこの原案に対して、庁舎の耐震改修を進めていくべきであると思いますので、この原案に賛成させていただきます。皆さんどうかよろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の原案に対する賛成討論を行います。

本条例は、庁舎建設に必要な財源を確保するために、財政の健全な運営に資する目的で令和4年3月に室戸市庁舎建設事業基金条例として設置をされたものであります。しかし、令和5

年2月19日に室戸市で初めて住民投票が行われ、投票率は46.43%もあり、50%には僅か390票ぐらい届きませんでした。令和4年11月20日の室戸市長選挙の45.74%を大きく上回り、住民投票総数は5,053票も多くあり、投票者の約70%の市民が市庁舎新築移転は反対であり、現庁舎の耐震補強改修工事で十分であると判断をされました。

今後は、人口減少が大きく続いていく中で、20年後には室戸市の人口も約5,000人前後になると予測をされており、庁舎の新築建設を行うと室戸市の借金に当たる起債の残高も大きく増加をして厳しい財政状況が続いていく中で、この室戸市に立派な庁舎は必要ではない、今の庁舎を耐震改修工事をすると十分であると市民が判断をされたものであります。南海トラフ巨大地震は、いつ発生するか分かりません。無駄な議論はもうやめて、一日も早く庁舎の耐震補強改修工事を実施し、地震がいつ発生しても対応ができていけるように現在の市役所の庁舎の整備を行うものであると私は考えております。私たち議員は市民の代表として市民の民意を大事にして、市民の望む市政を行っていく責任があると思います。多くの市民の民意を尊重するためにも、市庁舎新築建設ではなく、庁舎の耐震改修工事を早急に行うためにも本基金条例の一部改正の原案は必要であると私は考えております。

以上、良識のある議員各位の御賛同をいただきますようによろしくをお願いをします。以上です。（拍手）

○議長（町田又一君） 静粛にお願いします。

（傍聴席で発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。

澤山保太郎君の発言を許可いたします。

○7番（澤山保太郎君） 7番の澤山です。修正議案、もともと多数決で可決されておったものが再議によってもう一度審議し直すということになったわけではありますが、私は依然としてこの間可決した修正議案が正しいと、これをぜひとも市長に認めてもらいたいという立場で賛成討論をいたします。

私が補強にも新築移転にも両方に使えるような基金にしたらどうだということを行ったのは、これは市長の言い分からすればそうなるんだという意味でありまして、新築移転のためにも使えるということにすること自体については、私はもともと否定的なものであります。耐震補強工事にだけ使うという基金として位置づけをしなきゃならないということでもあります。

そういうことではありますが、まずどうしてかと言いますと、補強工事でいいというのは、住民投票条例に基づいて投票を行われたその結果、先ほどの議員の紹介もありましたが、投票者の7割が補強工事でいいという結果が出ているわけなんです。これについては、投票率が過半数に達していない、50%に達していないということで、尊重義務はないなどということに市長はしているようでもありますけれども、しかしこの間の一般質問で私が言ったように、法律どおりにいけば投票率は50%をはるかに超えていたということが真実だと私は思うわけでありま

す。その証拠をちゃんと私は示しております。市長らが示したのは有権者の規定なんだよね。市長らは、市内に住民票を有する者、これを有権者とするというふうにチラシなんかでも書いてある、またそういうやり方をしたんだ。住民票を登録しておいたら有権者だというのは公職選挙法の中にも書いてないんだよ。公職選挙法の中に書いてあるのは、あるいは本件の住民投票条例の条例の規定でも、室戸市に住所を有する者が有権者だと明記しとる。だから、市役所に住民票を登録しとるからといって有権者だというようなことの主張は違法なんだよね。だから、奈半利町の議長の事件が起こったわけだ。その市町村に住民票を登録さえしておれば、実際に住んでなくても投票権があるといってやってた。それが、犯罪だということになったわけでしょ。室戸市のやり方は、住民票の登録さえしておれば有権者として認めるということで、有権者の数を分母にして投票者の5,000何ぼのあれを割り算をすれば50%に足らなかったと言ってるんだよ。しかし、それは虚偽の有権者の定義に基づいて違法な計算の仕方だったんだよ。

国勢調査の結果を見れば分かるとおり、一千数百世帯が登録はされているけど、室戸市に住んでいないということが分かっているわけなんだよ。それを人数に換算すれば、少なくとも1,000人以上、2,000人を超えるような人口、有権者が本当は室戸市にいなかったんだよ。法的に投票権がないということが国勢調査の結果で分かっている。国勢調査が平成20年か、数年前の国勢調査ですけど、数年前の国勢調査がどうかといえ、一年一年世帯数は100世帯ぐらいずつ減っていった。だから、有権者の数は年がいくに従ってどんどん減っておるわけ。ですから、国勢調査を基にして有権者を確定していけば、この間の住民投票は完全に60%近い高率を記録していたということが言えるわけです。

ですから、投票の結果については深刻に受け止める必要があるし、我々議会はそれを尊重するという議決もしとるんです。それが私が修正議案に賛成する第1のことではありますが、議会の決議のことは言うまでもないんですが、この室戸市の建物について耐震診断をした専門業者は、これは高知のキュウアンドキュウなどの非常に有名な設計業者がやったと思うんですが、その結果を見ても、建て替えをしなきゃ潰れるというようなそんな診断は出てない。それどころか、補強工事をきちっとやればI sの値にして0.75、やり方によってはI s値が0.9という少々の大きな地震が来てもびくともしないようなそういう建物に再生することができるという、そういう報告書も出てるわけです。

専門業者がそう言うものにしてどうして従わないんです。耐用年数が少しも延びないから何ぼやったってどうせ建てないかんのだから無駄なことをしなくてもいいとか、いろんなことを言うところけど、それは建築学の専門的な見解があったわけではないし、素人の市長らがただそういうふうに勝手に考えて、補強工事やっても無駄だと言うところだけだ。専門業者は補強工事をやれば大丈夫だと言うところだから、我々もそれに従うべきだと思うんだよね。そういう立場からして、修正の議案、基金を補強工事だけに絞って使ってもいいという、そういう修正議



案がこれは全く道理にかなうものでありますから、ひとつ皆さんの御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論ありませんか。

山本賢誓君の発言を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） 11番山本です。質疑をしたので討論は控えろうかと思いましたがけれども、簡単に原案に対する賛成討論をさせていただきたいと思います。

庁舎問題に関して、各議員の賛成討論を聞いておりますと、市長の一貫性のなさという姿勢にはあきれられるばかりであります。今まで、市民に決めてもらう、議会に決めてもらうの発言は、その建前と本音の違いが私はあまりにもひど過ぎるという思いを持っております。要するに、もう議論は要らないのであります。これも何回も言っておりますけれども、もう議論は要らないのであります。市民の命を守るなら、10年にかかる新築移転工事よりも、早急に新築移転工事は諦めて、早急に補強工事を進めるべきであることから、原案に賛成するものであります。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についてを採決いたします。

この場合、さきの議決のとおり決することにつきましては地方自治法第176条第3項の規定により特別多数議決を要し、その表決につきましてはその出席の3分の2以上の同意を必要とします。また、特別多数議決では議長の表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は12名であり、その3分の2は8名であります。

それでは、本件のさきの議決は可決であります。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） ただいまの起立は6名であり、所定数に達しませんでした。よって、再議第1号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正の再議についてはさきの議決のとおり決することは否決とされました。

お諮りいたします。

本日議決されました本件について、その字句、条項、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これを持ちまして令和5年7月第5回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時35分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員